

誰もが暮らしやすい地域の実現に向けて…

# 移動販売車「笑顔いっぱい比也野号」が巡回を開始

比延地区のまちづくり組織「ええまち比也野里」では、総務省の「過疎集落等自立再生対策事業」の採択を受け、移動販売車を購入されました。特に買物支援が必要な上比延町、比延町、中畑町、住吉町を対象に10月から巡回を開始。地域の住民組織が移動販売車を運営するのは西脇市で初めての事です。



比延地区では、10年先を見据えた新しいまちづくり計画「ふるさと夢プラン」を平成26年3月に策定し、特産品の開発や多世代交流、高齢化社会に対応するための買物支援や外出対策などに取り組みられています。

このたび、総務省からの補助で250万円の移動販売車を購入。移動販売車「笑顔いっぱい比也野号」は、軽トラックの荷台を保冷庫に改修した車両で、常温と冷蔵の物品を分けて運搬できます。名称や、車両に描かれたイラストは地元中学生によるものです。

☆ ☆ ☆  
なげ今、比延地区に移動販売車が必要なのか、「ええまち比也野里」代表の藤井琢己さんにお話を伺いました。

比延地区は、播磨国風土記にその名が登場するなど古くから栄えたところで、昔から住民同士の交流が活発です。

私たちも、ふれあい喫茶「へそでちゃ」をはじめとして、さまざまな多世代交流イベント等に積極的に取り組んできました。

しかし、近年は、少子高齢化を背景に地域の人口が減り、商店や医院の撤退などが相次いでいます。高齢者のひとり暮らし世帯が増え、自家用車を持たない方や運転に支障のある高齢者などにとって、不便な状況となっています。

そこで、地域の先輩たちが思いついたのが、移動販

売車の巡回。

定期的に日用品などを移動販売することで高齢者などの買物物を支援するとともに、「いつも来ていないな」などと見守ることができそうです。

また、巡回中は、不審者などにも注意を払い、地域全体で子どもたちや高齢者を見守ることで、安心して暮らせる比延地区にしたいとの思いもあります。

☆ ☆ ☆  
少子高齢化に伴うさまざまな課題にどう対応するかは、他の地域にも共通した悩みでしょう。課題の解決に向けて、確実に取り組みたいと考えています。



巡回日	第1金曜日	第3金曜日
巡回場所	比延町→中畑町	上比延町→住吉町
巡回時間	午前10時30分～ 各20分間	
取扱品	日用品、飲料、菓子類、卵、「へそでちゃ」の惣菜類など	
巡回日	第2・4月曜日	
巡回場所	比延町→上比延町→中畑町→住吉町	
巡回時間	午前9時～ 各20分間	
取扱品	日用品、飲料、菓子類、卵など	
停留地点	比延町(公民館)、上比延町(公民館)、中畑町(公民館、西光寺バス停前)、住吉町(寺前バス停前、札場バス停前)	

## お口の健康について考えよう



西脇市多可郡歯科医師会  
森脇 繁和 会長

「いい歯の日」は11月8日の数字の語呂にちなんだ言葉です。

11回を迎える「いい歯の日」。毎年皆さんのコーナーを設けて充実させてきました。皆さんは毎食後「お口の手入れ」をされていますか？この機会にぜひ会場にお越しいただき、今のご自分のお口の状態を確認されてはいかがでしょうか。

当日は、むし歯予防のための幼児に対するフッ素塗布（希望があれば大人も）、むし歯や歯周病を診るお口の中の診査、お口のニオイ検査、あなたのお口に合った歯磨きの方法の指導、噛む力の測定等、お口に関する健診を行います。

ある健康保険組合では歯科健診を行い、むし歯・歯周病等のある方を治療した結果、総医療費が削減できたといわれています。医療費削減に皆さんのご協力をよろしくお願いします。



上) 昨年の会場の様子  
フッ素塗布。お子さんのむし歯予防にぜひ！

## 「いい歯の日」一口から始まる健康づくり

- ◆とき 11月16日(日) 午前10時～午後3時
- ◆ところ 市民会館
- ◆内容 歯科相談・歯科健診／フッ素塗布／むし歯菌チェック／口臭チェック／はみがきコーナー／咬合圧測定／足の裏測定／介護ケアコーナー
- ◆参加費 無料(参加者に記念品進呈)
- ◆主催 西脇市多可郡歯科医師会(共催)西脇市、多可町、兵庫県歯科衛生士会西脇多可支部)
- ◆問合せ 健康課(市役所内線355・356)

## 兵庫ゆずりあい駐車場制度

公共施設などにある「兵庫ゆずりあい駐車場(右の案内表示参照)」や「車いす」マークの駐車スペースを正しくご利用いただくため、兵庫県では、『兵庫ゆずりあい駐車場制度』を設けて、障害がある方などに利用証を交付しています。駐車時に利用証を車内に掲げていただきますと、不適切な駐車と区別できます。利用証の交付は、必要書類をご持参のうえ、市役所福祉総務課で手続きください。

制度の基本は、一人ひとりの「ゆずりあいの心」。必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。◆申請・問合せ 福祉総務課(市役所内線262・263)

■利用証は下記の基準に該当し歩行が困難な方に交付

交付対象者	必要書類
視覚障害 1・2・3・4級の者	身体障害者手帳
聴覚障害 2・3級の者	
平衡機能障害 3・5級の者	
肢体不自由 上肢 1・2級の者 下肢 1・2・3・4・5・6級の者 体幹 1・2・3・5級の者	
内部障害 1・2・3・4級の者	
知的障害者 障害程度Aの者	療育手帳
精神障害者 障害等級1級の者	精神障害者保健福祉手帳
難病患者 特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証
小児慢性特定疾患医療受給者	小児慢性特定疾患医療受給者証
高齢者等 要介護状態区分が要介護1・2・3・4・5の者	介護保険被保険者証
妊産婦 母子健康手帳取得の者	母子健康手帳
傷病人 医師の診断書等において「歩行が困難」である旨の記載がある者	医師の診断書・意見書等 身分証明書(保険証等)



市役所駐車場に「ゆずりあい駐車場」を2ヵ所増設